

シュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史から考える ローレンツ・フォン・シュタインの 国家・社会・自治

<Staat-Gesellschaft-Selbstverwaltung> bei Lorenz von Stein im Zusammenhang der Geschichte und Gegenwart Schleswig-Holsteins

柴田 隆行
SHIBATA Takayuki

1. 社会と国家と自治 についての概観

ドイツ・オーストリアの国家学者ローレンツ・フォン・シュタインにとって、国家は、社会ぬきには考えられない。誤解を恐れず端的に言えば、シュタインにとって国家は社会問題解決のためにあった。そして、現代の社会問題は一国内に留まらず産業社会共通の問題であると彼は考えた。この視点ゆえに、彼の国家論はいかなる政治情勢にあってもナショナリズムに陥らず、グローバルな視点を保ちえた。

かつてプラトンが著した対話篇Politeiaは、ローマではRes publicaやcivitasとして理解されたが、これは国制の一つである共和国を意味せず、res publicaの字義通り「公のもの」を主題とし、そこで国家のあり方が論じられた。それゆえに国家はのちに「あり方(State)」と呼ばれたが、古代末期に「公共組織の状態ならびにその形態、構造」あるいは「公共組織の、確固たる安定した不動の状態、ないしその永続」を意味したstatusが、国家一般を示す概念となるには16世紀のマキアヴェッリを待たねばならなかった⁽¹⁾。もっとも、「状態」と言っても、何のどのような状態を指すかが問題であるから、当然「市民の(civilis)」という形容詞が必要となり、国家はstatus civilisないしcivitas と呼ばれた。カントは『人倫の形而上学(I. Kant, Die Metaphysik der Sitten, 1797,)』第43節で、「人民諸個人の相互関係状態は市民状態(der bürgerliche <status civilis>)と呼ばれ、諸個人全体が成員となって関わると国家(der Staat <civitas>)と呼ばれる。国家は、法的状態にある全成員が共有する利害関心で結合されるがゆえに、その形式からして公共体(das gemeine Wesen)すなわち広義の共和国(res publica latius sic dicta)と呼ばれる。」と述べ、国家を法的諸関係にある人間共同体、成員諸個人ではなく全体としての道徳的人格と捉えた。したがって他面、諸個人の相互関係態である「市民状態」すなわち「市民社会」は「国家」と区別された。この区別を最も明確に表したのがヘーゲルである。ヘーゲルにとって国家は、自由を具体化する「法・権利」とその主体化である「道徳」との両者を前提とする、自由で主体的な諸個人の共同体としての「倫理」に属するが、「倫理」は、構成員の自然的結合である「家族」、個人の欲望実現のための協働体としての「市民社会」、社会的諸利害の調整機関であるとともに対外関係を処理する「国家」の3つに分けられる。市民社会は諸個人から出発するが、国家は普遍であり、個人を超越する。国家はいわば形式であり、市民社会は個々の市民の日常生活に基づく内実をなす。だが、どんなに中身の濃い実体であっても、それだけでは機能しない。そこで考えられたのが、国家の根拠は憲法、活動体は国会、働き手は官僚、そしてそれらの監督官として、利害を超越した国王という図式であり、ヘーゲルは立憲君主制を理想国家と考えた。だが、理念としての国家が国民に周知され現実に維持されるためにはたとえば戦争が有効である、とヘー

ゲルは考える。シュタインに言わせれば、なにもそうした外的暴力装置を導入しなくとも、「社会」の概念とその運動法則をきちんと捉えれば自ずから国家の必然性は人民に自覚されるはずである。というも、人間はみな自己の人格態を自由に展開することを自己目的とするが、その結果としての現実は階級差別の激化にすぎないがゆえに、一つの人格的な統一へと高められた、すべての個人の意志の共同態としての国家を要請せざるをえないからである。国家は「人格態の最高形態として、すべてに超越する最高権力として、個人に絶対的に独立し、個人なしに定在するものとして、自己を必然的に産み出すものとして、抵抗しがたく働くものとして、神聖不可侵なものとして、現存する。」(L.Stein, *Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*, Leipzig 1850, Bd.1., S.61.) 社会問題を解決するのは、個人に依拠する社会運動でも社会革命でもなく、国家である、とシュタインは言う。国家こそ「これまで社会的にも国家的にも抑圧されてきた下層階級を高めるために登場する」(ibid., S.38)機関でなければならない。

こうした主張を聞くと、「シュタインにとって自治は自己目的でないということを忘れてはならない。彼は一貫して共同精神と市民感覚を再建した上で国家の再組織化を基礎づけたのである。」(Christian-Friedrich Menger, *Entwicklung der Selbstverwaltung im Verfassungsstaat der Neuzeit*, in: *Selbstverwaltung im Staat der Industriegesellschaft*. Hrsg. von Albert von Mutius, Heidelberg 1983. Lorenz-von-Stein-Institut Schriftenreihe, Bd.4., S.26.)というようにいわゆる国家主義者としてのシュタインを想起しがちであるが、筆者がこれまで繰り返し述べてきたように、シュタインはむしろ国家を再組織化して共同精神と市民感覚に溢れた自治組織を構築しようとしたのであり、その点、同じくキール大学ローレンツ・フォン・シュタイン行政学研究所の刊行物として公開されたマルティン・ノルテの主張⁽²⁾のほうが妥当であると筆者は考える。ノルテによれば、1848年革命後たしかにシュタインはみずからの見解を変更し、行政による 行為する国家 を社会に対峙し(L.Stein, *Studien über Vereinswesen und Vereinsrecht*, in: *Österreichische Vierteljahrsschrift für Rechts- und Staatswissenschaft*, Bd.9, 1862, S.151)、「社会の底辺にある被支配階級は、自分だけでは上位階級との法的平等には至りえず、この目標は国家の援助によってのみ達成しうる」(L.Stein, *Die Verwaltungslehre*, Bd.1, T.1., 2.Aufl, S.31)と考えたが、その際でもシュタインはけっして国家と社会をそれ自体で閉じた別の体系としてではなく、相互に影響し貫通し合うものとして捉えているのであり(ibid., Bd.III, 3. 2.Aufl, S.99ff.)、自治や団体制度(Vereinswesen)における国家公民の自由の実現に注目したのであった。地方団体や職業団体での自治は、大きな社会的課題に取り組む社会的母体であり、ともに働く者(Mitarbeiter)と考えた、と言うのである。

以上のシュタインにおける社会と国家との関係についての概略を踏まえた上で、それが彼の故郷であるシュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史との実践的な関わり⁽³⁾から生まれたものであることを、この小論で明らかにしたい。

2. シュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史と現在

シュレスヴィヒ・ホルシュタインは、現在ドイツ連邦共和国の1州であり、ハンブルクの北方、デンマークと国境を接するユトランド半島南半分に位置する。土地面積は1万5千763平方km、低湿地、前砂丘、高地砂丘、丘陵地に分けられる。ゲマインデ(地方自治体)は、北フリースラント、ディットマルシェン、シュタインブルク、ピンネブルク、フレンスブルク、シュレスヴィヒ・フレンスブルク、レンツブルク・エッケルンフェルデ、ノイミュンスター、ゼーゲベルク、シュトルマルン、キール、プレーン、東ホルシュタイン、リュューベック、ラウエンブルク公国に区分され、選挙区は人口比に合わせて40区設定されている。人口は1871年に約86万3千人、1910年104万9千人、1950年259万5千人、2010年の現在は285万6千人である。外国人は他のヨーロッパからが53.7%、欧州連合

21.8%、アジア15.9%、アフリカ4.1%、アメリカ3.3%、オーストリアとオセアニア0.3%、不明ないし無国籍0.9%である⁽⁴⁾。17世紀から18世紀におけるシュレスヴィヒ住民の出自を調査した文献(Erich Hoffmann, *Die Herkunft des Bürgertums in den Städten des Herzogtums Schleswig*, Neumünster 1953)によると、北海沿岸地域は近隣地域のほかフリースラント、オランダ、ドイツ出身が多く、バルト海沿岸はデンマークとドイツ出身が多い。これは住民の名前を分析したものだが、入手した古書の書き込みに「疑わしい」という感想が随所に見られるのも頷ける反面、調査結果はいわば平凡な内容で、これほど詳しく調べる価値があるのかという印象を受ける。宗教では圧倒的に福音・ルター教会所属が占め(55.20%)、ローマ・カトリック教会は6.20%にすぎない。いずれの宗派にも属さない人が35.12%と第二位を占めるのは現在では一般的な傾向である。

ローレンツ・フォン・シュタインは、1815年デンマークの国境に近いシュレスヴィヒ公国⁽⁵⁾エツェルンフェルデに生まれた。1835年キール大学法学部入学、40年法学博士の学位取得。46年キール大学員外教授。デンマークからのシュレスヴィヒ公国独立運動に参加し、48年3月に樹立されたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府代表としてドイツ海軍設立委員として活躍するほか、同年6月臨時政府委員としてパリに派遣されたが、革命は敗北し、1852年、独立運動参加の廉で他の7教授とともにキール大学を追放された。こうしたキール時代の活動が彼のその後の所説と無関係では当然ありえない。

シュレスヴィヒ(スリスヴィ)は、古来デンマークの一部であり、古くは南ユトランドと呼ばれた。ダーネヴィアケ(デンマーク人の仕事)と呼ばれる土塁はすでに810年から造られ、811年にヘミング王とフランク王国カール大帝とのあいだで、アイダー川をデーン人とフランク王国との国境とすることが決められた。14世紀にホルシュタインの貴族がシュレスヴィヒに所有地を取得しはじめ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン騎士団を結成するなどして、しだいにシュレスヴィヒとホルシュタインとの結びつきを強めていった。そして、1460年デンマーク王クリスティアン一世をシュレスヴィヒ公爵兼ホルシュタイン伯爵に選び、自分たちの利益を守るために両地の統合を図った。リーベ議定書と呼ばれる協定書を作成し、両地が永遠に不可分であることをクリスティアン一世に誓わせた⁽⁶⁾。だが、1660年にデンマーク絶対王政が確立し、また北方戦争の結果、1721年にはシュレスヴィヒ全土がデンマーク王家に永久に合併されるべきことが各国によって承認された。1814年にデンマーク・ノルウェー同君連合が解消すると同時に、デンマーク王のもとでデンマーク王国と、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン・ラウエンブルク3公爵領とからなる領邦国家体制が形成され、翌年のウィーン会議でそれは確認された。その結果、逆にデンマークのドイツ化が進み、高級官僚職ならびに教養市民層をドイツとホルシュタイン出身者が占め、ドイツ語がデンマークの宮廷や軍隊で使用されるようになった。これに反発する勢力がロマン主義やナショナル・リベラルを通してしだいに広まっていった⁽⁷⁾。

1830年代になると、ヨーロッパで起こった革命運動のうねりはシュレスヴィヒ・ホルシュタインにもおよんだ。1830年にズィルト島代官のロルンゼンが『シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける憲法制定について』と題するパンフレットを書き、両公国一体の自立的な憲政の確立を訴えた。このため彼は1年間投獄されることとなったが、それがかえって人びとの関心を集めた。キール大学歴史学教授ダールマンとその友人の法学部教授ファルクによって理論的に強力に支えられたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動は、ロルンゼンのパンフレット出現をきっかけにさらに盛り上がり、多くの政治文書が書かれた。キール大学法学部教授が中心だったこともあって、彼らはもっぱら王位継承問題と、クリスティアン一世以来交わされてきたシュレスヴィヒ・ホルシュタインの一体性を確認する公文書を引き合いに出して運動の武器とした⁽⁸⁾。エーリヒ・ホフマンは、「今日の故郷意識と歴史意識におけるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン」というゼミで報告したレポート

で次のように指摘しているが、この点が1848年革命前後の他の地域の運動との違いである。

「たしかに政治的闘いで説明されるのは、ダールマンが強調したように、事象をたんに死んだ書簡や証書に基礎づけるだけでなく、また、オルラ・レーマン〔デンマークの政治家〕が力説するように『古文書や年代記でなく、問題なのはもっぱら現在いま生きているシュレスヴィヒの人たちなのだ』ということであるにしても、それにもかかわらず、ドイツの側でもデンマークの側でも学問的ならびに政治的な前哨戦で繰り返し問われたのは自分たちの要求の歴史的正当性であった。」(Erich Hoffmann, *Die Herausbildung der Zusammengehörigkeit zwischen Schleswig und Holstein*, in: *Schleswig-Holstein im heutigen Heimat- und Geschichtsbewusstsein*, Kiel 1977, S.6.)

他方、デンマークでは、ロマン主義の影響を受けて言語問題を中心としてナショナリズム運動が広まった。1834年に『祖国(*Fædrelandet*)』紙が創刊され、35年には言論出版自由協会が設立されて、機関紙『デンマーク国民新聞(*Ugeblad Dansk Folkeblad*)』が発行された。キール大学教授でデンマーク語を教えていたパウルゼンは、それまでドイツ語で綴っていた日記をデンマーク語に変えて書き始めた⁽⁹⁾。彼は、1832年に『シュレスヴィヒ公国の民族性と国法について』を書いてロルンゼンに反論し、シュレスヴィヒの大部分はあくまでもデンマーク民族に属する南ユトランドであると強調した。シュレスヴィヒの等族議会議員のローレンセンは、当初ロルンゼンの影響を強く受け、シュレスヴィヒが自由な憲政を確立しうるのはホルシュタインとの結合においてのみであり、デンマーク絶対王政の基礎である王法がその障害となっていると考えていたが、その後、自由な憲政を打ち立てるのはさしあたってホルシュタインのみで良いとする新ホルシュタイン主義者が登場するにおよんで、これに反発し、デンマークのナショナル・リベラルの指導者オルラ・レーマンと交わり、デンマーク王法を支持するようになった。1842年11月の議会でローレンセンは、制止を振り切ってデンマーク語で演説を始め、デンマークの国民性の基礎はデンマーク語であり、シュレスヴィヒにデンマーク語を話す人たちが大勢いる以上、議会はデンマーク語で運営されるべきであり、議事録もデンマーク語で書くようにと求めた。

デンマークの政治家レーマンは、学生時代をドイツで過ごしたが、その後コペンハーゲンでナショナル・リベラルの指導者となり、1848年革命でも大活躍をする。彼が主唱する立場は「アイダー・デンマーク主義」と呼ばれる。それは、1842年5月28日に開かれたコペンハーゲンでの集会でレーマンがおこなった演説で端的に表明されている。レーマンによれば、われわれがわれわれの真の国境を越えてしまった点にわれわれの不幸の原因がある。ホルシュタインはつねに純粋にドイツであったし、今後も永久にドイツに属する。自然と歴史と法がわれわれに示している国境はアイダー川である。だからこそ、シュレスヴィヒは明らかにデンマーク王国に属する。われわれの使命は、このアイダー川国境とその背後に控えるダーネヴィアケを守ることにある⁽¹⁰⁾。レーマンの唱えるこのアイダー・デンマーク主義は、1853年刊の『現代』誌掲載論文の匿名筆者が指摘するように⁽¹¹⁾、従来のスカンジナビア主義を超え、シュレスヴィヒとホルシュタインとの完全な分離を主張する点で、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者はもちろんのこと、デンマーク領邦国家体制をも否定する内容を持つものであった。

1846年7月8日に、デンマーク国王クリスティアン八世から出された公開状が、デンマーク、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン双方の運動をさらに刺戟した。これは、1837年にアウグステンブルク公爵が唱えた、デンマーク王家の男系の血統が断絶する暁には両公爵領の継承権はアウグステンブルク家に移行するとした見解に対して、デンマーク王家が与えた回答であった。デンマーク王はこの公開状で、これまでの伝統を破棄し、女系王位継承権がデンマーク王法にあること、シュレスヴ

ィヒがデンマーク王家のものであることなどを明確に宣言した。これに対して、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの一体性を主張し、そのドイツ連邦帰属を唱える人たちが強く反発し、シュレスヴィヒ・ホルシュタインならびにドイツ各地の議会からも抗議声明が相次いで発せられた⁽¹²⁾。

キール大学哲学部の員外教授だったシュタインは、デンマーク王のこの公開状について早速その政治的な意味を明らかにする記事を寄せている (*Allgemeine Zeitung*, Nr.212-213. 31.7.-1.8. 1846, S.1964f. u. 1700f.)。そこでシュタインは次のように指摘する。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題は、法の問題に尽きるのでも、国境の問題に限定されるものでもない。それは、ヨーロッパ諸国の未来に深く関わるきわめて政治的な問題である。というのも、各国はシュレスヴィヒ・ホルシュタインを通して主要な海軍国となりうるからである。デンマークにとってシュレスヴィヒ・ホルシュタインを王国に統合させておくことは、デンマーク国家の独立とその統合国家としての不可侵性を確固たるものとし、またその君主制そのものを保障することである。デンマークのスカンジナビア人はシュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国を征服することができず、ましてホルシュタインは手の届かぬところにある。しかしシュレスヴィヒを欠いたデンマークでは開け広げの国となってしまう、危険である。そこで彼らは、「デンマークはアイダー川まで」と称しているわけである。ドイツにとってシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題は、国家ではなく民族の問題であると言われる。だが、ドイツはたんに民族であるだけでなく同時に国家である。ドイツ国家にとってデンマーク王の公開状はまさにクーデタである。これは、ドイツからその最も美しい北の地方を奪い、エルベ河から切り離してドイツ関税同盟を失わしめるものである。しかも、両公国なしのドイツ海軍力とは、およそナンセンスなものである。

このようにシュタインは述べている。

1848年1月20日にクリスティアン八世が没し、新たに即位したフリードリヒ七世は、就任早々、シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国をデンマークに統合するとの意志をより鮮明に宣言した。こうして、「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題」は一挙に革命のスローガンとなった。

1848年3月29日付『一般新聞』特別号掲載の記事 (*Außerordentliche Beilage zur Allgemeinen Zeitung vom 29 März 1848.*) で、シュタインは事態をつぎのように報道する。

「キール。3月24日昼の12時。ついにさいは投げられた。従来のデンマーク連合からのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン脱退が宣言された。臨時政府が樹立され、キールとレンツブルクをすでに手に入れた。すなわち、昨日正午にきわめて不穏な報せがコペンハーゲンから届いた。ウルトラ・デンマーク主義者が集会を開き、シュレスヴィヒとホルシュタインとの連合はデンマーク法違反だというのである。民衆運動が起きて、デンマークのこれまでの全閣僚が辞任した。」

「この無血でまったく静穏な革命が完全に勝利したことは疑いない。デンマーク人はいまや分別を失った。コペンハーゲンではなんの準備もなされていなかった。こうした革命がいままでは王朝内部のものであったことは真実であるが、等族議会在が招集されたことで、本来の民衆的な性格が獲得された。全世界が喜び、自由である。われわれの未来は新しい未来である。」

つまり、シュタインはシュレスヴィヒ・ホルシュタインならびにデンマーク双方で起きた革命を、民族独立というナショナルな立場を超えて民衆の自由を求める解放運動として捉えたのである。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者は、デンマーク王であると同時に両公国大公であるフリ

ードリヒ七世に対し、大公はデンマーク国民の不当な圧力に屈せず、その本来の政治的な自由を回復して、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国国民の権利を守るようにと訴えた。デンマーク国民からすれば、ようやく勝ち取った自由主義的、民主主義的な新政府樹立であるが、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者の側から見れば、彼らのアイダー・デンマーク主義はシュレスヴィヒとホルシュタインとの不当な分離案にすぎなかった。こうして戦争が不可避となった。だが、バルト海ならびに北海の利権確保をねらうロシアとイギリスの圧力により真っ先にプロイセンが撤退、ついでフランクフルト国民議会での激しい論争と街頭での抗議行動をおさえつつドイツ連邦軍も撤退を決意し、その結果、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府は、1848年8月26日のマルメ休戦条約によって解散させられ、臨時政府が制定した法律もすべて破棄された。49年、50年に戦闘を再開したが、もはやプロイセンやドイツ連邦軍の支援を得られず、敗退を続け、51年1月11日の地方議会でついに降伏を宣言せざるをえなかった。52年のロンドン列国会議で従来どおりデンマーク王が同君連合国家として両公国を統治することが決定された。そして、エーリヒ・ホフマンが指摘するように、その後のシュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史は、「ビスマルクによって基礎づけられたドイツ帝国において、連邦州としてではなく、プロイセンの属州として組み込まれた」のであり、また「北部シュレスヴィヒは第一次世界大戦後投票によってデンマークに帰属することになったが、第二次世界大戦後によりやく、先祖が19世紀に選んだものが、蜂起時代のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン人の孫たちのものとなった。すなわちシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の成立である。」だが、それは「1946年の連合軍の指示によるものであった。」(E. Hoffmann, a.a.O. in 1977, S.14)

シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおけるこうした一連の動きのなかで理論的に指導的な役割を果たした3人とシュタインの思想を比べてみると、シュタインの思想の特徴が明白になる。

キール大学法学部教授ファルクは1816年に『デンマーク王国とホルシュタイン公国との現在の関係から見たシュレスヴィヒ公国(Das Herzogthum Schleswig in seinem gegenwärtigen Verhältnis zu dem Königreich Dänemark und zu dem Herzogthum Holstein, Kiel 1816)』を著し、早くからデンマークのシュレスヴィヒ政策を批判し、その独立を主張していた。彼はその序文で、本書が「非党派的な歴史的研究」であることを強調し、「政治的な見解ではなく、ただ歴史の証拠だけが立憲体制への邦の要求を決定する」と述べている。ファルクによれば、シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国は、デンマークとの結びつきがあるにもかかわらず、独自の国家形成を果たすべきであった。こうした主張の根拠はあくまでも法におかれた。シュレスヴィヒの問題はなによりも法によって、正確には法の歴史によって、決着がつけられなければならない、と彼は強調する。ファルクは、「あらゆる人間的な事物のなかで法よりも良いものは一つもない」という信念の持ち主であった。

ファルクの影響を最も強く受けたのが、彼の学生だったロルンゼンである。ロルンゼンがズィルト島の代官を務めているときに書いた小冊子『シュレスヴィヒホルシュタインにおける憲法制定について(Ueber das Verfassungswerk in Schleswig-Holstein, Kiel 1830)』は大反響を呼び、わかっているだけでも当時モール社が6000部、教科書出版社が3000部を印刷した。本文14ページのこの小冊子でロルンゼンが訴えたことは、シュレスヴィヒホルシュタインに憲法を制定することであり、具体的には二院制の導入、立法と租税認可権の導入、司法と行政の分離、そしてシュレスヴィヒホルシュタインに関する行政の独立である⁽¹³⁾。

フランクフルト国民議会での活躍で知られる、プロイセン派のドロイゼンは、1840年から51年の激動の時代をキール大学の歴史学教授として過ごした。1843年以降の彼の歴史研究はすべて政治的な意図すなわちドイツ統一に基づいている、と評されているが⁽¹⁴⁾、ハルトマイアーが記録した1843年のドロイゼンの演説(Joh. Gust. Droysen's Rede zur tausendjährigen Gedächtnisfeier des Vertrages zu Verdun und der Schleswig-Holsteinismus, von A. Hartmeyer, Kiel 1843, S.3.)を読むと、たしかにそれ

がうかがえる。

「ドイツはさまざまな国の連合ではない。それは一つの連邦国家になるであろう、否、そうならねばならない。民族統一のもとで、大きく、力強く、自由に、繁栄する一つのドイツに。」

「歴史的権利、歴史の権利、これこそがシュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者がみずからのためにもち出すものである。」

「唯一の自由なシュレスヴィヒ・ホルシュタインこそ、われわれの国家努力の課題である。そうでなければ、われわれの過去全体が嘘をついてきたことになる。」

「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン国とはドイツ国以外のものではありません。というのも、ドイツの発展、ドイツの精神的かつ政治的な教養、ドイツの歴史そのものがこの国をつくったからである。」

ドロイゼンのドイツ統一への固い信念は、1848年3月24日にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者が臨時政府を樹立したとき、キールの市役所に掲げられた彼らの宣言文「同朋市民諸君 (Mitbürger)！」にうかがうことができる。この原文は、当初外務大臣に就任したレーヴェントロウ伯爵と内務大臣ヴィルヘルム・ベーゼラーの手になるものと思われていたが、その後、レーヴェントロウの手紙のなかにその草稿が発見され、原文もその修正もレーヴェントロウひとりの手でなされたことが明らかになると同時に、そこに重大な変更がなされていることもわかった。そして、その変更の際にドロイゼンが口頭で文章を補ったのではないかという事実が浮かび上がった⁽¹⁵⁾。たとえば、最初の原文には、「われわれは、ドイツの両公国がデンマークの一派による略奪にまかせられるのを許しはしないだろう」と書かれてあったが、それが「われわれは、ドイツの国土がデンマーク人の略奪にまかせられるのを我慢しはしないだろう」と書き換えられた。原文がデンマーク連邦国家体制内部の問題という立場で書かれていたのに対して、修正文は明らかに民族対立を煽るものとなっている。そしてまた、「われわれはドイツの統一と自由のための努力に全力で参与するであろう」という、原文にはない一節が加えられている。ほかにもたくさんの加筆訂正が施されているが、いま挙げた2箇所にも最も象徴的に表れているような「ドイツ民族統一」というイデオロギーは、少なくとも原文には見られないものであった。そして、この修正がドロイゼンの指示によるものであることは確実に見なされている。

3. 憲政から行政へ

さて、上述のシュレスヴィヒ・ホルシュタインの歴史を踏まえつつ、そこで活躍したこの3人の代表的人物の言説をシュタインの所説と比較すると、とくにつぎの2点が浮かび上がる。1つは、シュタインが「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題」をナショナリズムではなく国際的な視点から捉えていることであり、もう1つは、そのことと関係するが、彼がそこに「社会」という視点を加え、憲政の問題から自治ないし行政の問題として捉えるようになっていったことである⁽¹⁶⁾。

シュレスヴィヒ・ホルシュタインが、もとデンマーク王国連合に属していたことからしてたんなる一国一地方の問題でないことは言うまでもないが、この土地がユトランド半島の南半分を占め、東はバルト海、西は北海に挟まれているがゆえに、強国ロシアとスウェーデンならびにイギリスにとって、この地域の動向はみずからの覇権確保ないし拡充にとって重要な意味を持っていた。それゆえ当然にもプロイセンも当地を狙っていたわけで、シュレスヴィヒとホルシュタインの住民がデンマーク王国から独立してドイツ連邦に与したいとする動きはプロイセンならびにドイツ諸邦にとって願ってもないことであった。したがって、1848年3月にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者

が蜂起するとプロイセンならびにドイツ諸邦はすぐに支持を表明し軍隊を派遣したが、イギリスとロシアの圧力が増すとプロイセンはすぐに手を引いてしまった。フランスは度重なる革命の混乱からまだ立ち上がれなかったが、プロイセンの台頭を恐れ、デンマークを支持した。こうしたきわめて政治的な国際情勢にあって、運動の理論的指導者であったダールマンやファルク、ロルンゼン、ドロイゼン、さらにはデンマークのレーマンらが、「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題」をナショナルな視点で捉えたことは当然と言える。それに対してシュタインがこれを一貫してインターナショナルな問題として捉えようとしたが、その背景として、シュタインが比較法学を研究していたことが考えられる。

比較法学は、学位論文以来のシュタインの基本視角を形成していたが、それは彼の場合、普遍的理性の意志としての法は諸民族において自己発展するというヘーゲル的な考えに基づくものであったと同時に、それは民衆の精神と日々の生活のなかで生きているとする歴史法学的な考えに基づくものでもあった。比較法学を実地に学ぶためフランスへ留学したシュタインは、ヘーゲルによって学問的に明確に提示された「市民社会と国家」という枠組を、さらに別の視点から考察する機会に恵まれた。それが、社会主義と共産主義についての知見を介しての、それらを産み出す新たな「社会」という概念との出会いであった。ヘーゲルの市民社会像はイギリスにそのモデルがあるが、シュタインがフランスで見た「社会」は、ヘーゲルの言う「欲求の体系」とは別のものであった。すなわち、ヘーゲルにおいて「欲求の体系」としての市民社会は自由の実現の場であるが、シュタインの「社会」は平等原理の実現の場である。ドロイゼンの解放戦争論はすべての国家変革を自由の歴史と位置づけるとともに、その背景に「社会」の動きを見るものであるが、この「社会」がヘーゲル的かシュタイン的かのどちらを意味するかは明確でないにしても、少なくともシュタインがドロイゼンから解放戦争史を学んだ際にそこに読み込んだものは、平等原理の実現の場としての「社会」であった。シュタインは1842年の著作『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』で、フランスの現代史を「平等原理の発展」の歴史として捉えているが、こうした見方は、サン・シモンやフーリエの社会主義、バブーフやカベ、平等主義労働者派らの共産主義から学んだものであると同時に、ルソーの平等理論とギゾーの文明論、カントとフィヒテの人格概念などからの影響も受けていた⁽¹⁷⁾。シュタインにとって普遍的な財貨とは文明を意味するから、平等原理の発展史は文明史にほかならない。そして、文明から疎外されているのがプロレタリアートであり、これはたんにフランスだけの問題ではなくヨーロッパ全体の問題である、とシュタインは強調する。「フランスの生活のこの社会的な方向が歴史そのものに基づく真実の方向であるとすれば、たとえ遠い将来のこととはいえ、それは同じようにわれわれの生活にもあるはずである」(Lorenz Stein, *Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs*, Leipzig 1842, S.IV)とシュタインは述べる。

ヴェルナー・シュミットは、「当時のシュレスヴィヒ・ホルシュタインはすでに、しばしばそう描かれるような僻地の遅れた農業国ではなかった。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン運河はずっと前からあったし、1819年に最初の蒸気船がコペンハーゲンとキールのあいだを航行し、1844年にはキールとハンブルクが鉄道で結ばれた。アルトナとレンツブルクには立派な産業があったし、金融網も世紀の変わり目には帝国の牽引役として発展していた。三月前期の大きな民衆集会所が示したように、社会は敏速に動いていた。したがってシュタインは、みずからフランスで体験したような新興の産業社会に生じる諸問題にここでも取り組んだのである。これはまさに、適切な行政がこれらの問題に対応しなければならぬとする認識の前提であった。したがって、社会の発展と、国家的役割的インフラとのあいだの欠陥と矛盾があったと見えるが、それは若きシュタインに敏感に捉えられ、学問的な遂行を可能にした。」(Werner Schmidt, *Lorenz von Stein - ein Beitrag Schleswig-Holsteins zur Verwaltungswissenschaft*, in: Arbeitspapier Nr.16 - Lorenz von Stein und die Arbeit des Lorenz-

von-Stein-Instituts . Vortragsveranstaltung vom 11. Okt. 1985, S.9f.) と述べているが、まさにそうした背景があって、シュタインは『アルゲマイネ・リテラトゥーラ・ツァイトゥング』誌1845年1月号掲載の、ヘフター『現代のヨーロッパ国際法』の書評で、

「ナポレオン戦争以来、ヨーロッパ諸国と諸民族の関係はほとんどあらゆる点で変わった。民族間の交通が毎日拡張している。戦争の可能性が日増しに背後に退き、諸国家が触れ合い、市民があらゆる面で国境を越えた。商業や大規模産業が利害を融合させ、多くの国からの多くの個人を結びつけて、大きく枝を広げた社会を形成した。」(*Allgemeine Literatur-Zeitung*, 1845, Num.18, S.140.)

と書きえたのであった。しかしその後、戦争の脅威はまったく減少しなかったが、諸国家、諸民族・民衆の交流は19世紀後半になってますます活発となったことは事実である。他方で、文明の発達・交流は社会問題の増加とそれに伴う階級対立の激化を産んだ。法学徒として学学生生活を始めたシュタインであるが、社会 と出会い、その分析と考察を通して、目下の「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題」のなかにも社会問題を見出し、これを政治や憲政の問題ではなく自治や行政の問題として、さらには、リヒターの言う国際行政理論⁽¹⁸⁾の問題として理解するようになった。

シリスキー⁽¹⁹⁾によれば、「遅れた国民(verspãere Nation)」とヴィンクラー(Heinrich August Winkler)が言うように、ドイツが憲政によって統一されたのは1871年1月1日であったが、北部では事情が違った。というのも、憲政による国家的統一を創造する注目すべき事例が、19世紀前半のシュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける憲政議論を締め括っていたからだと言う。シュレスヴィヒ・ホルシュタインの革命の敗北を目前にしてまとめられた1848年9月15日の「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国のための国家基本法(Staatsgrundgesetz für die Herzogthümer Schleswig-Holstein)」がそれである。この基本法をまとめるのに重要な役割を果たしたのが、前述のダールマンとファルクであった。ダールマンは、「世界のあらゆる事柄にもまして、祖国の憲政に関する以上に重要なものは何もない」と1815年の『キール新聞』掲載の「憲政について一言(Dahlmann, Ein Wort über Verfassung, in: *Kieler Blätter*, Erster Band 1815, S.47.)」ですでに述べているし、ファルクも1816年著作『デンマーク王国ならびにホルシュタイン公国との現在の関係から見たシュレスヴィヒ公国(Niels Nicolaus Falck, *Das Herzogthum Schleswig in seinem gegenwärtigen Verhältnis zu dem Königreich Dänemark und zu dem Herzogthum Holstein*)』で、シュレスヴィヒとホルシュタイン両公国は永遠に結びつけられてあるべきだと書いた際に彼が考えていた両者の統一は、歴史的な憲政によって保証されたものであった。しかし、憲政は国家の意志であって、それを行為に移すのは行政であるとして、行政の役割を強調したのがシュタインであった。シュタインは、フォン・シュテンゲル編集による『ドイツ行政法辞典』に寄稿した、シュタイン最晩年著作である辞典項目「自治、指揮監督・指揮監督権」(Lorenz von Stein, Selbstverwaltung; Oberaufsicht; oberaufsehende Gewalt, in: Karl Frhr. v. Stengel, hrsg. *Wörterbuch des Deutschen Verwaltungsrechts*, Bd.2, Freiburg 1890, S.446-449.)で、「Staatsverwaltung (国家管理・官治)とSelbstverwaltung (自主管理・自治)の普遍的基礎が本質的に異なるのは、前者が内容からしてもその課題からしても共同態内部の統一と平等の実現であるのに対して、後者が個人の特権目的を生活原理として発展し促進することにあるからであり、両者はまずは完全に互いに独立している。」と書いているが、これを読むと、シュタインが1840年代末から懐いている、人格態の個別的自己実現を求める 社会 と、普遍的・統一的な平等の実現を求める 国家 という対立図式を保持して、自治を 社会 的な事柄として、官治を言うまでもなく国家の事柄として理解しているように思われる。しかし、シュタインがここで強調することは、社会と国家ないし自治と官治の違いではない。

これらがそれぞれ独立していることは国家において承認されていると言う。大事なことは、両者を公法の事柄として捉えることであり、その枠内で国法と自治法としてそれぞれは把握されなければならないと言う。要するに、国家と社会ないし官治と自治を二項対立的に捉えるのではなく、独立した両者の相互関係が重要だということである。

シュレスヴィヒ・ホルシュタインの現行の郡規則(Kreisordnung)の解説書によれば、「地方自治は、ワイマール憲法ではなくドイツ基本法によって初めて州組織の一部であると決定された」⁽²⁰⁾とあるが、ドイツ基本法第28条第2項では、「ゲマインデは、地域共同態のすべての事項を法律の範囲内でみずからの責任において処置する権利を保障されていなければならない。」と明記されている。「地方自治は、ドイツ連邦共和国の政治的ならびに法的秩序体系の不可欠の構成要素である。」⁽²¹⁾というのは現在のドイツで一般了解事項である。間違えてならないのは、地方自治が国家に保証されているのであって認可されているわけではないという点である。ダールマンやファルクがシュレスヴィヒ・ホルシュタインの独立を訴えた時に柱としたのは憲政の確立であったが、それだけでは問題を解決することができないことをシュタインは闘争とその敗北を通して学び知ったのである。

【註】

- 1 フェデリコ・シャポー『ルネサンス・イタリアの 国家・国家観』須藤祐孝編訳、無限社、1993年、参照。
- 2 Martin Nolte, *Das System des Vereins- und Verbandswesens bei Lorenz von Stein*. Kiel 2004. Lorenz-von-Stein-Institut für Verwaltungswissenschaften an der CAU zu Kiel. Quellen zur Verwaltungsgeschichte Nr.19, S.4-14.
- 3 詳しくは、拙著『シュタインの社会と国家 ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程』御茶の水書房、2006年を参照されたい。なお、シュタインが行政の重要性を強く実感し、その学問的研究を深めようとした時、彼はシュレスヴィヒ・ホルシュタインを追放されたため、そのフィールドはウィーンに移った。したがって、シュタインの行政理論をシュレスヴィヒ・ホルシュタインの現場で確認することは、シュタイン自身にとってもわれわれにとっても残念なことながら、できない。
- 4 以上Rüdiger Wenzel, *Schleswig-Holstein. Kurze politische Landeskunde*, Leck 2010参照。
- 5 現在は上述のようにドイツ連邦共和国の1州に属する。
- 6 リーベ議定書にある「永遠に不可分」という点を強調して、独立運動が盛り上がった1844年に、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン主義者のあいだでUp ewig ungedeeltという標語がつくられ、20世紀まで語りつがれた。
- 7 ヤコブセン『デンマークの歴史』村井誠人監修、高橋直樹訳、ピネバル出版、1995年、ならびに村井誠人「スリスヴィヒとシュレスヴィヒ・ホルシュタイン」『北欧』第6号ほか村井氏の一連の論文参照。ドイツとデンマークの共同研究に基づき両国語で書かれたつぎの文献も参照必須文献である。*Der nationale Gegensatz. De nationale modsætninger 1800-1864*. Hrsg. vom /Udbivet af Institut für Regionale Forschung und Information im Deutschen Grenzverein e.v. Flensburg in Verbindung mit/ i samarbejde med Institut for graenseregionsforskning, Aabenraa, Flensburg 1984.
- 8 その代表は*Sammlung der wichtigsten Urkunden welche auf das Staatsrecht der Herzogthümer Schleswig und Holstein Bezug haben*. Hrsg. u. mit Einleitung versehen von N.Falck, Kiel 1847.である。
- 9 Johann Runge, *Christian Paulsens politische Entwicklung*, Neumünster 1969, S.49.
- 10 *Orla Lehmanns Efterladte Skrifter*, udgivne af Carl Polug. Fjerde Del, Kjøbenhavn 1874, S.264f.ほか、前掲村井論文参照。
- 11 Das Königreich Dänemark, seine socialen und politischen Zustände, in: *Die Gegenwart*, Bd.8, Leipzig 1853, S.494.
- 12 デンマーク王の公開状とそれに対するドイツ各地からの抗議声明は、つぎの文献に収録されている。*Der offene Brief des Königs Dänemark und des deutschen Volkes Antwort. Authentische Aktenstücke*, Leipzig 1846.
- 13 Vgl. Volquart Pauls, Uwe Jens Lornsen und die schleswig-holsteinische Bewegung, in: *Zeitschrift der Gesellschaft der Schleswig-Holsteinischen Geschichte*, Bd.60, 1931. なお、「シュレスヴィヒとホルシュタイン」というように両公国を並記するか、「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン」とつなげて書くかで筆者の立場が分かれるが、ロルンゼンはさらに過激に「シュレスヴィヒホルシュタイン」と一語にして書いている。ここに彼の確固とした意志がうかがわれる。

- 14 Sigrid Wriedt, *Die Entwicklung der Geschichtswissenschaft an der Christiana Albertina im Zeitalter des dänischen Gesamtstaates (1773_1852)*, Neumünster 1973, S.150f.
- 15 Hermann Hagenah, Der Verfasser des Aufrufs: "Mitbürger", in : *Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinischen Geschichte*, Bd.61., 1933.
- 16 シュタインは当時大きな論争点となった言語問題にはいっさい触れていない。そもそもシュタインの全著作において、後年の音楽論文以外に、宗教も含め文化的なことがらへの言及はほとんどない。地方自治を考える際に言語や文化の問題は非常に重要な位置を占めるはずであるが、シュタインにはその視点が欠けているのが特徴である。
- 17 この点は前掲拙著で詳論した。
- 18 Bodo Richter, *Völkerrecht, Außenpolitik und internationalen Verwaltung bei Lorenz von Stein*, Kiel 1793. リヒターは、国際関係の基本構造、国際法、国際行政、諸国家体制、戦争、ヨーロッパと非ヨーロッパなどについて、シュタインの初期から晩年にいたるまでの諸著作をもとにシュタインの思想を再構成し、またシュタインの先行者からの影響ならびに後世への影響まで幅広く論じている。なお、ティーチェによれば(Christian Tietje, *Die Internationalität des Verwaltungsstaates. Vom internationalen Verwaltungsrecht des Lorenz von Stein zum heutigen Verwaltungshandeln*. Kiel 2001. Lorenz-von-Stein-Institut für Verwaltungswissenschaften an der CAU zu Kiel. Quellen zur Verwaltungsgeschichte Nr.16, S.5-7)、立憲主義の理念を国際法という観点から捉えた最初の人ハレ大学教授カルテンボルン(Karl Baron Kaltenborn von Stachau)だというのが、カルテンボルンの主著『現在の学問的立場から見た国際法の批判(Kritik des Völkerrechts nach dem jetzigen Standpunkte der Wissenschaft)』は1847年刊であり、遅すぎる。たとえば、1821年刊のヘーゲル『法哲学綱要』で、「国家」という項目は国内法、対外法、世界史という構成になっており、ヘーゲルの国家論で国際関係論がその3分の2を占めていることを思えば、ティーチェの主張は成り立たない。ティーチェがロベルト・フォン・モールの名を挙げ、モールがいち早く国家の現実的運用機関である行政を国際社会の本質的な問題と関係させて捉えたとする指摘は妥当である。さらにティーチェはシュタインに言及し、シュタインが「行政というかたちで身体を得た国家がその機能を果たしうるのは国際協力が成り立つ限りである」(Tietje, *ibid.*, S.22)とし、行政行為が必然的に国際化したものとなるとの認識を示していたとする(*ibid.*, S.24)点は正当であろう。
- 19 Utz Schliesky, *Einheit durch Verfassung. Vortrag aus Anlaß des Festakts zum Tag der Deutschen Einheit im Stadthauptmannshof zu Mä. In am 2. Oktober 2008*, Kiel 2009. Quellen zur Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte Nr.25, von Lorenz-von-Stein-Institut für Verwaltungswissenschaften an der Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, S.3-4.
- 20 *Kreisordnung für Schleswig-Holstein. Kommentar*, begründet von Reimer Bracker et al. 3. Aufl. Wiesbaden 2004, S.41.
- 21 *Staat und Gemeinden. Stellungnahme des Schaverständigenrates zur Neubestimmung des kommunalen Selbstverwaltung*. Veröffentlichung der Konrad-Adenauer-Stiftung Institut für Kommunalwissenschaften. Köln 1980. こうした理解の前提には、国家を著しくナショナルなものとすると同時に一極集中の独裁体制を敷いたナチズムへの反省がある。

【Abstract】

<Staat-Gesellschaft-Selbstverwaltung> bei Lorenz von Stein
im Zusammenhang der
Geschichte und Gegenwart Schleswig-Holsteins

Takayuki SHIBATA

Bei Lorenz von Stein ist der Staat eine unentbehrliche Instanz für die Lösung sozialer Probleme. In dieser Abhandlung untersuche ich Steins Staats- und Gesellschaftslehre anhand seiner Aktivitäten in der "Revolution" der Schleswig-Holsteinischen Herzogtümer im Jahr 1848. Mit der so genannten "Schleswig-Holsteinischen Frage" setzte sich Stein im Unterschied zu Dahlmann und Falck nicht nationalistisch unter dem Gesichtspunkt historischer Berechtigung, sondern unter internationalen Gesichtspunkten als einer sozialen Frage auseinander. Wie Werner Schmidt bemerkt hat, war das Schleswig-Holstein jener Jahre schon nicht mehr das abseitige und rückständige Agrarland, sondern bereits auf dem Weg der Modernisierung. Stein fand dort verschiedene Probleme der entstehenden Industriegesellschaft vor, deren sozialen und politischen Folgen er bereits aus Frankreich kannte. Dies ist eine wichtige Voraussetzung für das Verständnis der Staats- und Gesellschaftslehre Steins.